



パラオ

Republic of Palau



8. 国名:パラオ共和国(Republic of Palau)

① 概要

政治的立場	1994年に米国との自由連合盟約が発効して独立
首都	マルキョク(Melekeok)(2006年10月、コロールより遷都)
人口	20,796人(2009年推計)
主要言語	パラオ語と英語とが公用語(一部の州ではパラオ語に代わって地域言語が公用語となっている。)
識字率	92%
国土面積	459平方キロメートル
排他的経済水域	63万平方キロメートル
天然資源	森林、鉱物(特に金)、海産物、海底鉱物資源
GDP(PPP)	1.6億米ドル(2008年推計)
主要産業	観光業、自給自足農業、漁業
年間輸出額	1,341万米ドル(2005年アジア開発銀行)
主要輸出品	貝、マグロ、コプラ、衣料品
年間輸入額	1億518万米ドル(2005年アジア開発銀行)
主要輸入品	機械類、燃料油、金属、食糧
公式通貨	米ドル

② 地理的状況

パラオ共和国は、北太平洋に位置する300以上の島によって構成されており、総陸地面積は459平方キロメートルである。パラオの南方660キロメートルにはパプアニューギニアが、西方880キロメートルにはフィリピンが、北東1,300キロメートルにはグアムがある。300余りある島のうち、有人島は9つしかなく、最大の島であるバベルダオブ島(Babeldaob Island)は、パラオの国土面積の78%を占めており、ミクロネシア地域で二番目に大きな島である。

パラオの首都は、かつてはコロール(Koror)州コロール島にあったが、2006年にバベルダオブ島東岸のマルキョク(Melekeok)州に遷った。バベルダオブ島のすぐ南に位置するコロール島は、バベルダオブ島と橋でつながっており、今なおパラオ最大の都市であり、パラオにおける商業ビジネスの中心である。パラオ国際空港はバベルダオブ島南部にあり、コロールから程近い。

英語とパラオ語とが、パラオの16州において公用語である。ただし、ソンソロール州(ソンソロール語と英語とが公用語)と、ハトベイ州(ハトベイ語と英語とが公用語)と、アンガウル州(アンガウル語と日本語と英語とが公用語)とは例外である。

先住パラオ系住民が全人口の69.9%を占めるが、フィリピン系住民が15.3%、中国系住民が4.9%いる。

③ 政治状況

1981年にパラオ憲法が公布され、自治政府が成立した。1984年には米国と自由連合盟約を締結して独立国となることを目指したが、住民の賛同を得ることがなかなか出来ず、この盟約が住民投票によって承認され発効したのは1994年だった。このとき、パラオは独立国となった。この盟約により、パラオは米国に領海通航と国防安全保障の権限をゆだねている。しかし、これまで、パラオ国内に米軍基地が設けられたことはない。

大統領が、国家元首兼政府首脳である。大統領は、副大統領とペアで直接公選される。任期は4年。2期まで就任可能。現在の大統領は、2009年1月15日就任のジョンソン・トリビオン(Johnson Toribiong)である。大統領選挙は、2008年11月4日に執行された。

立法府は、上院と下院との二院制国会である。上院(Senate)は、任期4年の議員9名によって構成される。下院(House of Delegates)は、任期4年の議員16名によって構成される。議員は全て、人口に基づいて区割りされた小選挙区で選出される。政党はない。

また、パラオを構成する16の各州を代表する伝統的首長によって構成される「首長評議会」(Council of Chiefs)が存在する。同評議会の主な役割は、大統領に対して、伝統法や慣習と、それらのパラオ憲法との関係とについて助言することである。

司法府は、最高裁判所、一般訴訟裁判所、土地裁判所から構成される。

④ 経済状況

パラオは小規模開発途上国であり、他の主な経済圏から離れているが、主に自由連合協定に基づく米国からの財政援助の結果として、比較的高い生活水準を維持している。一人あたり国民総生産(GDP)は、フィリピンや多くのミクロネシア地域に比べて50%程度高い。公共部門における雇用が全雇用の三分の一を占めており、それ以外の産業としては、観光業、小売業、自給自足農業、漁業が大半を占めている。サービス産業が国内総生産(GDP)の83%を、農林水産業が4%を占め、国内製造業は小規模で、1.4%である。輸入品に対する依存度が高く、近年の輸入総額は、GDP比で75%から115%にあたる。観光業のおかげでサービス産業部門における対外収支の黒字幅は大きいですが、貿易収支赤字幅が大きいので、近年の経常収支は赤字となっている。パラオ政府は、引き続き観光インフラ開発重視政策をとっているが、観光業とパラオのすばらしい自然環境維持とのバランスをとることも重視し、近年は、利益率が高く観光客数の少ない観光業の促進に努めている。また、パラオ経済は、海外からの援助と賃金の安い外国人の雇用とに大きく依存している。パラオ政府は、米国、日本、台湾、中国からの資金援助に大きく依存している。自由連合盟約

に基づき、1994年から2009年にかけて、パラオは米国から総額6億3000万米ドルの援助を受けた。同盟約によるインフラ基金・信託基金援助などの財政援助は2009年9月30日をもって終了したが、少なくともあと一年間は米国からの援助が継続される見込みであり、現在、同盟約を改訂して財政援助を2023年まで継続することについて米国と協議中である。パラオの各年度財政赤字は、対国内総生産(GDP)比でいうと、太平洋諸島地域で最高レベルである。しかし、これは、主に、公務員に対する給与支払総額が大きいことと、税収が少ないことによる。しかし公務員もしくは給与削減といった行財政改革を行うことは、政治的に困難であり、このことが海外援助依存体質脱却・財政健全化を難しいものになっている。

⑤ 各産業分野の現状

(農業) 自給自足のためのタロイモ、キャッサバ、サトイモ生産以外の、販売目的の農業の規模は小さい。耕作に適した土地が限定されていることと、国内市場が小さいことから、販売目的の大規模農業は成功の見込みがない。

(水産業) 珊瑚礁および礁湖における漁業資源は限定されており、発展の可能性のあるのはマグロ類の遠洋漁業である。パラオの排他的経済水域の全体にわたって、カツオ、キハダマグロ、メバチマグロがいるとみられている。漁業関係の主な収入は、外国漁船に対する漁業権販売によるものである。

(観光業) 観光業は、パラオで最も利益の上がりそうな投資分野の一つであり、パラオ経済の主な収入源である。パラオの美しい自然と多様な海洋生物とが、パラオを世界で最も人気のあるスキューバ・ダイビングの場所としており、毎年多数の米国および日本のダイバーが訪れる。パラオの観光インフラは充実しているが、さらなる投資開発の余地がある。

(製造業) パラオの製造業は、工芸品や衣料品を国内市場向けおよび観光客向けに生産する、小規模のものである。パラオ政府は、主に軽工業・金融業・貿易業の促進を目指して、ガラスマオ州自由貿易地区(Ngardmau Free Trade Zone)を設けている。

(小売業・卸売業) コロールには多数の小売・卸売事業者があり、おもに輸入品を取り扱っている。

(建設業) 多数の国内小規模建設業者が、現存するインフラを維持するための事業を営んでいる。大規模事業については、外国企業が入札により事業を請け負っている。

(金融保険業) パラオには16の銀行があるが、そのほとんどが米国またはアジアの銀行の支店である。コロールには世界的な運送会社が事務所を構えており、国内外の保険会社や会計会社によって適切なサービスが提供されている。

パラオの森林資源は限られており、プランテーション農園はない。また、鉱物資源は、見あたらない。

⑥ 輸出入

パラオの2003/04年の商品輸出総額は590万米ドルで、主な輸出品は工芸品、農産物、タロイモ、ココナッツであった。同期における商品輸入は1億730万米ドルであり、主な輸入品は燃料油、工業製品、機械、食糧であった。輸入は主に、米国、シンガポールおよび日本からであった。

⑦ 労働力・人的資源

パラオの人口は約20,796人であり、その三分の一が実質労働人口にあたる。

パラオにおける学校教育の教程は、米国にならったものである。公立学校における初等教育と中等教育と(1年生から12年生まで)は、無償であり、中等教育終了まで(または16歳になるまで)は義務である。パラオには、公立小学校22校、私立小学校2校、公立高校1校、私立高校5校がある(注:高校は、中等教育学校である。)

パラオ・コミュニティー・カレッジ(Pala Community College)では、二年間の職業教育と大学教育のコースを履修することが出来る。ビジネス、看護、ホテルサービス、大工仕事、機械操作など、多様なコースを提供している。

フィリピン、ベトナム、中国からの労働者は、パラオの労働市場にとって、ひいては国民経済にとって重要なものである。多数の使用者が、これらの国から人を雇っている。2006年には、4,000人以上の外国人労働者がいたが、そのうち65%はフィリピンから、7%がベトナムから、6%が中国からであった。しかし、使用者は外国人を雇おうとする前に、まずパラオ国民を雇おうとするよう奨励されている。パラオの外国企業は、外国人労働者一人につき年間500米ドルを政府に納付することと定められている。

パラオの法定最低賃金は時給2.50米ドルだが、外国人労働者は最低賃金法の対象にならない。労働時間を規制する法律はないが、企業の多くが土曜日と日曜日とを休みとしている。

⑧ インフラストラクチャー

パラオのインフラストラクチャーは、とてもよく整備され維持されている。コロールとバベルダオブ島(主島)とは道路で結ばれており、バベルダオブ島の周縁部を一周する道路が2006年に完成している。

パラオ国際空港には、国際航空会社4社が乗り入れており、日本、韓国、台湾、フィリピン、ミクロネシア連邦、グアム経由で米国の主要都市とパラオとを結んでいる。これら4社とは、ミクロネシアコンチネンタル航空、日本航空、中華航空、アジアナ航空である。

コロールにあるマラカル商業港(Malakal Commercial Port)には、国内外の貨物船、漁船、国際クルーズ船が定期的に寄港する。同港は、コンテナ船や冷蔵貨物船のための施設も備えている。国内外への荷物貨物を取り扱う業者は以下のとおり。Belau Transfer and Terminal Company, FEDEX, Island Transportation Service, Matson Logistics Solution, Palau Sea and Air Transportation Agency, Palau Shipping Company, The Transpo Group, UPS Palau, Western Pacific Shipping.

輸入した石油製品によって火力発電を行っており、パラオ全体で電気が利用できる。

国内外への通信はとて発達しており、光通信システム、直通電話システム、携帯電話網、ブロードバンドコネクションといった最新技術を備えている。パラオ国営通信社(Palau National Communications Corporation)とスマートコール電話会社(SmartCall Telecom Inc)とが、パラオにおける二大通信事業会社である。

パラオには、米国銀行支店が三店舗を含む 12 の商業銀行がある。そのほか、開発銀行が一行、11 のノンバンク金融機関、多数の信用組合がある。

⑨ 投資政策・法令

国際通貨基金(IMF)によると、2004 年のパラオに対する外国直接投資は、1,870 万米ドル(推計値)であった。パラオ政府は、外国投資を引きつける政策と優遇措置をとおして、外国投資がパラオ国民にもたらす利益の最大化につとめている。政府は、外国投資の重要性を認識しており、パラオの文化や自然環境と共存しうる外国投資を促進している。

パラオに対する外国投資は 1990 年外国投資法(Foreign Investment Act 1990)によって規制されており、パラオでビジネスを営もうとするものには、外国投資許可証(Foreign Investment Approval Certificate: FIAC)の取得が義務づけられている。ただし、条件によっては、この許可証取得が免除される場合もある。

外国投資委員会(Foreign Investment Board)は、投資申請と投資案件とを審査して許可するかどうかを決定するが、投資額が 50 万米ドル超であるか、被用者の 20%以上がパラオ国民であることが、投資申請の最低要件である。外国投資事業者は、雇用する外国人労働者一人あたり 500 米ドルを政府に納付することが義務づけられている。同委員会は、以下の基準によって審査される。

- 同様の既存事業が、どれだけパラオに存在するか。
- 既にパラオ国民によって行われている同様の事業に対して、どのような影響があると見込まれるか。
- 国民経済に対する総合的貢献度。
- 事業申請者の、実際の資金力、事業経験、専門知識。
- 申請された事業の、技術的経済的実現可能性。

パラオには、外国投資が禁止・制限される事業分野がある。そのうちのいくつかは、下記のとおり。

- 商品の卸売りおよび小売り
- 全ての陸上交通事業(バス事業、タクシー業、レンタカー業など)
- 旅行ガイド、釣りのガイド、ダイビングのガイド、そのたの全ての水上交通サービス
- 旅行代理店業
- 回遊魚の商業的漁業

外国投資委員会は、必要書類を全て備えた投資申請を受けてから 90 日以内に結論を出すことが法律によって定められている。現在、審査過程のスピード化を図りより早く決定に至るようになるための努力が、進行中である。

申請事業の許可に続いて、同委員会は事業期間、事業の範囲、その他の外国投資許可証に記載すべき条件を決定する。当該投資事業による許可条件遵守状況を外国同委員会が確認出来るようにするために、投資家は同委員会に対して一定期間ごとに報告書を提出しなければならない。

また、パラオで事業を営もうとする外国投資家は、税務当局(Bureau of Revenue, Customs and Taxation)と事業を営む場所の地方政府から、必要な営業許可を得なければならない。さらに、観光保護局(Environmental Protection Board)または海洋局(Maritime Authority)から特別な許可を得なければならない場合もある。

パラオは太平洋諸島地域の中で事業者に対する税が最も軽い国の一つであり、パラオに投資することの一番の魅力となっている。事業税はなく、事業主の収入に対する課税もない。

米国との自由連合協定により、パラオから米国市場に対す輸出についての規制はない。

パラオ国内に事業施設を建設する外国投資家は、事業施設建設に付随する道路、上水道、下水道、発電施設の建設にかかった費用について、税の払い戻しを受けることが出来る。各年度における税の払い戻し額は、外国投資家はその年に納税した額の50%を限度とする。

2005年7月現在の、年間事業許可(Annual Licensing)の料金は以下のとおりである。

- 卸売業者 300 米ドル
- 輸入業者 200 米ドル
- 事務弁護士 500 米ドル
- 専門家 500 米ドル
- その他の事業者 50 米ドル

支払うべきその他の料金は下記のものを含む。

- 外国投資許可証代 500 米ドル
(いかなる理由があっても、返金は受けられない。)
- 外国投資四半期報告書代 25 米ドル

パラオにおけるビジネス開始手続きの詳細については、外国投資委員会(Foreign Investment Board)またはそのウェブサイトから入手可能である。

⑩ 土地利用

憲法の規定により、非パラオ国民が土地を所有することは出来ず、少しでも外国資本が参加している企業は土地も水利権も取得することが出来ない。外国人は、国有地や私有地を賃借することが出来るが、賃借期間は最長で 50 年とされている。長期間にわたる外国による支配経営といった複雑な歴史的経緯のため、パラオの実質的土地所有や正式の土地所有については、いまだ完全に確立されているわけではない。外国投資家は、土地を借りようとしている相手が、本当にその土地を外国投資家に過賃貸する権利を持っているかどうか注意深く確認する必要がある。

⑪ 税制

下記の納税義務がある。(出典:「パラオにおける投資」。2004年4月現在の数値。)

賃金給与所得税	8,000米ドルまではその6%。超過分については、その12%。
ホテル部屋税	部屋代の10%
船室税	船室料の10%または一日10米ドル
遊興施設税	各カードゲームテーブルにつき、年間500米ドル
コインゲーム機	一機につき、年間200米ドル

輸入品には関税がかかるが、税率は輸入品の種類による。さらに、特定の事業活動に対しては、その他の税が課される場合がある。関税率の詳細、他の税関係情報は、パラオ関税当局から入手可能である。

⑫ 投資機会

アジアに近く、政治的に安定しており、米国と関係が深く、また米国市場への輸出が自由なことから、パラオには外国投資家にとって魅力的な投資機会が多くある。税が軽く、インフラストラクチャーが整備されていること、豊かな自然環境、豊富なマグロ資源、生物多様性、文化、自然そのままの環境システムは、パラオへの投資の魅力となっている。

パラオ政府は、以下の分野を成長可能性のある分野と考え、優遇政策を採用している。

(農業) ノニやサクアのような薬用植物生産を含む、いくつかの農産物生産には、発展の機会がある。熱帯性の花の生産も、すぐれた投資機会を持っている。

(養殖) この分野はこれまで成長を続けており、今後も大いに成長が見込まれる。オオジャコガイは、主要な生産物であり、水族館からの需要が大きい。水族館向けの生産の90%が米国に輸出されており、ヨーロッパ連合(EU)と日本とがそれに続く。

(漁業) 地理的に日本やアジア市場に近く、交通の便もよいことから、遠洋漁業にはさらなる発展の可能性がある。

(軽工業) パラオから米国市場への輸出が自由であることは、軽工業への投資の大きな魅力の一つである。パラオには自由貿易地域(Free Trade Zone)があり、電子部品などを組み立てて、米国、アジア、太平洋地域の市場へ再輸出するのに適している。

(観光業) パラオへの観光客は、2006年には86,000人に達した。主に、日本、台湾、米国、カナダ、グアム、フィリピンからの観光客である。ヨーロッパ、アメリカ、アジアにおける、多様な小規模特定観光需要に、さらなる発展の可能性がある。また、高級リゾート施設および関連サービスへの需要がある。

⑬ ビジネス支援体制

パラオ商工会議所(Chamber of Commerce, Palau)

パラオ商工会議所は、ビジネスコミュニティの資源を動員し、パラオが自由で強く自立したコミュニティとなることを目指して、1992年に組織化された。

同会議所には、農業、銀行金融、通信、漁業養殖業、外国投資、労働・入国、土地、税、観光、石油ガス、公共サービス、港湾のそれぞれを専門とする委員会がある。

同会議所は、中小規模の国内事業者に対して、ビジネス計画や資金問題を含む事項についての個別的助言を提供している。

同会議所は、その構成員に対して、下記のサービスを提供している。

- 特定の問題について、政府に対して働きかける
- 新しい法案、法律規則修正案、政策案について、メンバーに情報を提供する。
- 週間の情報紙
- 商業情報
- 輸出入情報
- 各種団体が作成した数値データ
- 特定問題に関する解決策を求める小さな活動団体のために、会議を開催すること。
- 勉強会を通じての学習機会提供

⑭ カントリーリスク

パラオには、これといったカントリーリスクはない。これはあらゆる事業にとってよいことだが、特に観光業のさらなる発展にとっては重要な前提条件である。

⑮ 金融サービス

パラオには16の異なる銀行があるが、それらはいずれも米国またはアジアの銀行の支店である。

Bank of Guam, Palau

Po Box 338

Koror 96940, Palau

Phone:+680-488-1648

Fax: +678-320-2562

Website: www.bankofguam.cpm

Bank of Hawaii

PO Box 340

Koror 96940, Palau

Phone:+680-488-2602

Fax:+680-488-2427

Bankpacific Ltd.,
Head Office,
151 Aspinall Ave.,
PO Box 2888
Hagatna 96932, Guam
Phone:+671-472-8160
Fax:+671-477-1483

National Development Bank of Palau
PO Box816
Koror 96940, Palau
Phone:+680-488-2578/3955
Fax:+680-488-2579

⑩ 情報入手先

Bureau of Revenue, Customs and Tax (税務局)

PO Box 6011, Koror, Palau 96940

[Division of Revenue & Tax]

Phone: (+680) 488 2465/2580; Fax: (+680) 488 3844; Email: rbausoch@palaugov.net

[Division of Customs]

Phone: (+680) 488 1985/4505; Fax: (+680) 488 4405; Email: jtarkongjr@palaugov.net

Website: www.palaugov.net/BRCT/BRCT.htm

Foreign Investment Board

(パラオ政府外国投資理事会)

P.O. Box 1733 Koror, Palau PW 96940

Phone: (+680) 488 1135; Fax: (+680) 488 3722

Email: fibpalau@palaunet.com

Website: www.palau-investment.com

Pacific Islands Small Business Development Center–Palau

(パラオ太平洋諸島小規模ビジネス開発センター)

c/o Nat'l Development Bank of Palau, P.O. Box 816 Koror, Palau 96940

Phone: (+680) 587 6004; Fax: (+680) **587 1549**

Email: palausbdc@palaunet.com

Website: www.pacificsbdc.com/net_palau.php

Palau Chamber of Commerce

(パラオ商業会議所)

PO Box 1742, Koror 96940, Palau

Tel: (+680) 488 3401; Fax: (+680) 488 3401

Email: pcoc@palaunet.com

Website: www.palau-investment.com

Palau Government (パラオ政府)

Website: www.palaugov.net

Palau Visitors Authority (パラオ観光局)

P.O. Box 256, Koror, Republic of Palau 96940

Phone: (+680) 488 2793/1930; Fax: (+680) 488 1453

Email: pva@visit-palau.com

Website: www.visit-palau.com